

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年6月24日)

- 1 第145回鳥取県都市計画審議会の予定議案について【技術企画課】 ……1ページ
- 2 高規格道路の整備状況と今後の取組等について【道路企画課・道路建設課】
……4ページ
- 3 浸水害に対する警戒避難体制の充実・強化について(住民の適切な避難行動の促進)
【河川課】……10ページ
- 4 土砂災害に対する取組みについて 【治山砂防課・】……12ページ

県土整備部

第145回鳥取県都市計画審議会の予定議案について

平成27年6月24日
技術企画課

平成27年7月24日（金）に開催予定の第145回鳥取県都市計画審議会の予定議案4件の概要について報告します。

【議案1】鳥取都市計画道路の変更

名 称	3・5・17号立川甌山線（変更前：3・6・4号立川甌山線）
位置・規模	鳥取市立川町五丁目～国府町町屋 L=3,670m、W=11m（昭和12年5月決定）
変更の内容	鳥取市立川町六丁目～岩倉の910m区間につき、幅員11mを14mに変更。交差点部3箇所新たに右折レーンを設置する。
変更の理由	現在の道路設計基準である県道路構造条例に則り、計画の見直しを行ったことによる。

【議案2】岩美都市計画道路の変更

名 称	1・5・1号本庄東浜線（国道178号岩美道路）
位置・規模	岩美町陸上～浦富 L=5,420m、W=15m（平成22年2月決定）
変更の内容	道路法線の変更、橋梁形式・延長の変更等
変更の理由	現地測量及び詳細設計を終えたことから、これに基づき都市計画変更を行う。

【議案3】琴浦都市計画区域の変更

名 称	琴浦都市計画区域
変更の内容	東伯都市計画区域と赤碕都市計画区域を合併し、琴浦都市計画区域とする。光好地区（8ha）の一部を都市計画区域に追加する。
変更の理由	町が一つのまちとして一体的に計画を行うため、現在の2つの都市計画区域を合併する。また、山陰道や琴浦東ICから南方への県道東伯野添線が完成し、県道南端の光好地区は、今後、開発等が進展する可能性が高いことから、総合的な整備、開発及び保全のため、地区の一部を都市計画区域に追加する。

【議案4】琴浦都市計画道路の変更

名 称	3・5・6号赤碕停車場花見線 外9路線
変更の内容	都市計画道路の名称等の変更を行う。 （例）変更前：赤碕都市計画道路3・5・1号赤碕停車場花見線 変更後：琴浦都市計画道路3・5・6号赤碕停車場花見線
変更の理由	東伯都市計画区域及び赤碕都市計画区域の合併に伴うもの。

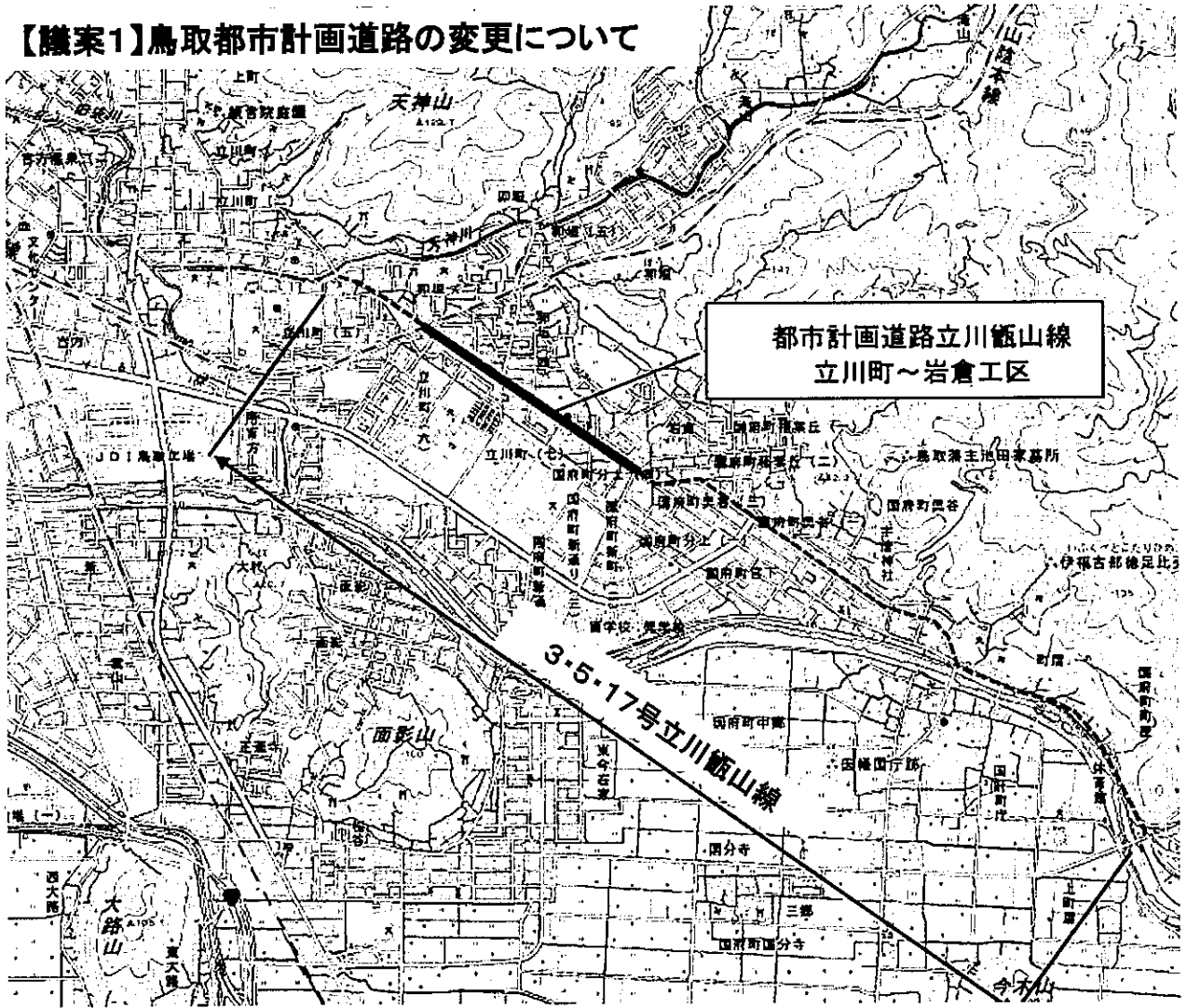
（参考）鳥取県都市計画審議会について

○県都市計画審議会は、都市計画法に基づき県が定めようとする都市計画について調査審議する機関。学識経験者、市町村長の代表者、県議会議員及び市町村議会の長の代表者から構成される。（委員数16名）

○都市計画決定案件の審議（主なもの）

- 1) 都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域などの決定、変更
- 2) 都市計画区域マスタープランの決定、変更
- 3) 道路、都市公園、下水処理施設などの都市施設の決定、変更

【議案1】鳥取都市計画道路の変更について

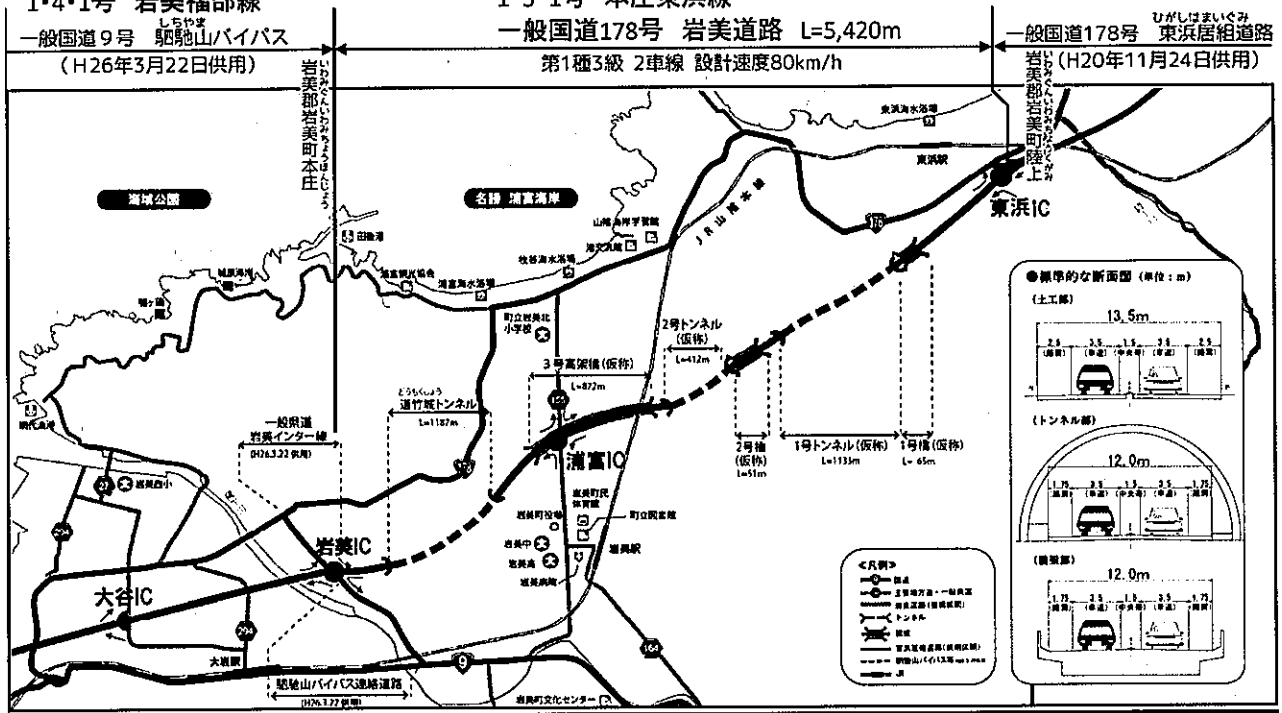


【議案2】岩美都市計画道路の変更について

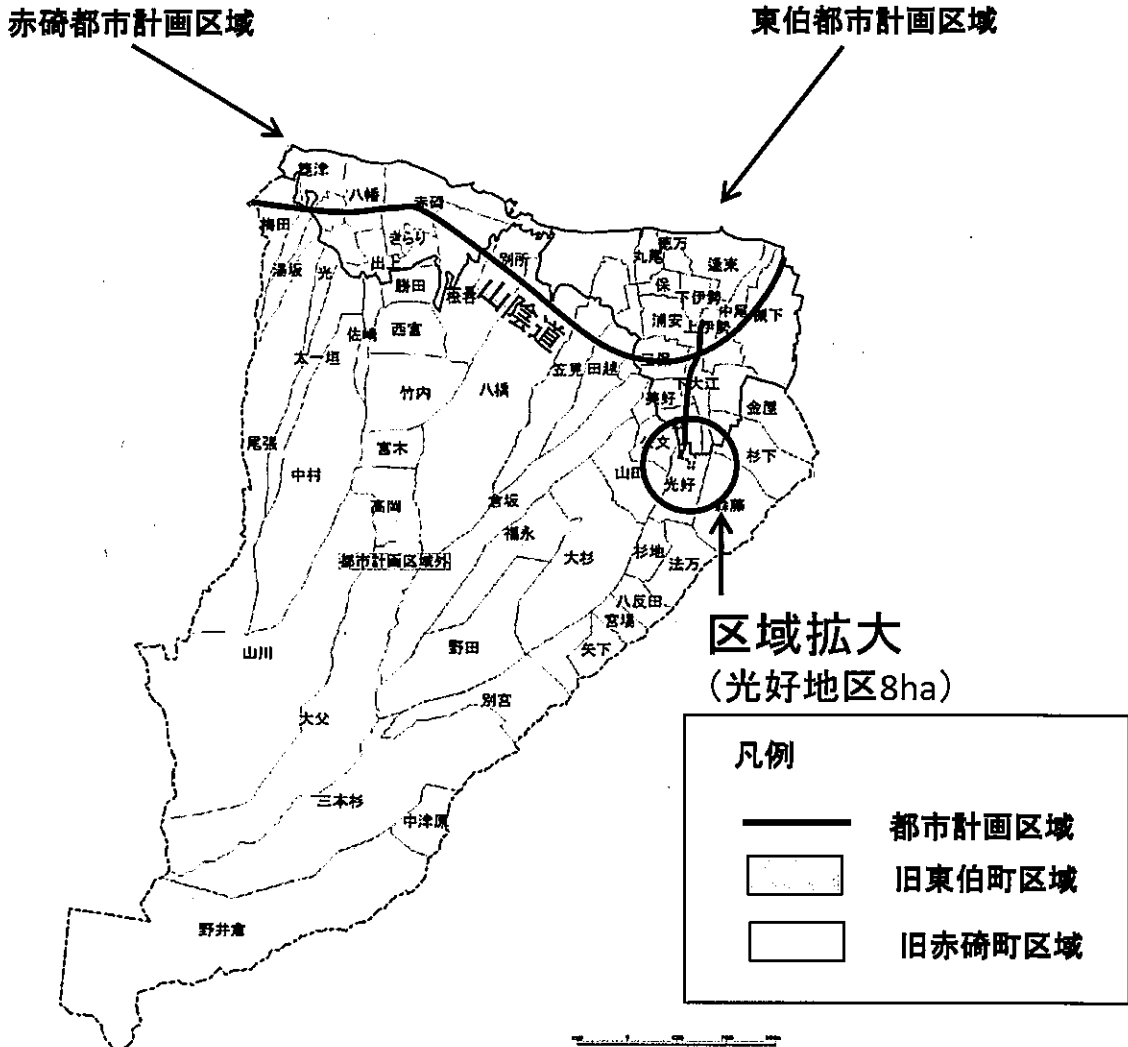
1・4・1号 岩美福部線
一般国道9号 嵯峨山バイパス
(H26年3月22日供用)

1・5・1号 本庄東浜線
一般国道178号 岩美道路 L=5,420m
第1種3級 2車線 設計速度80km/h

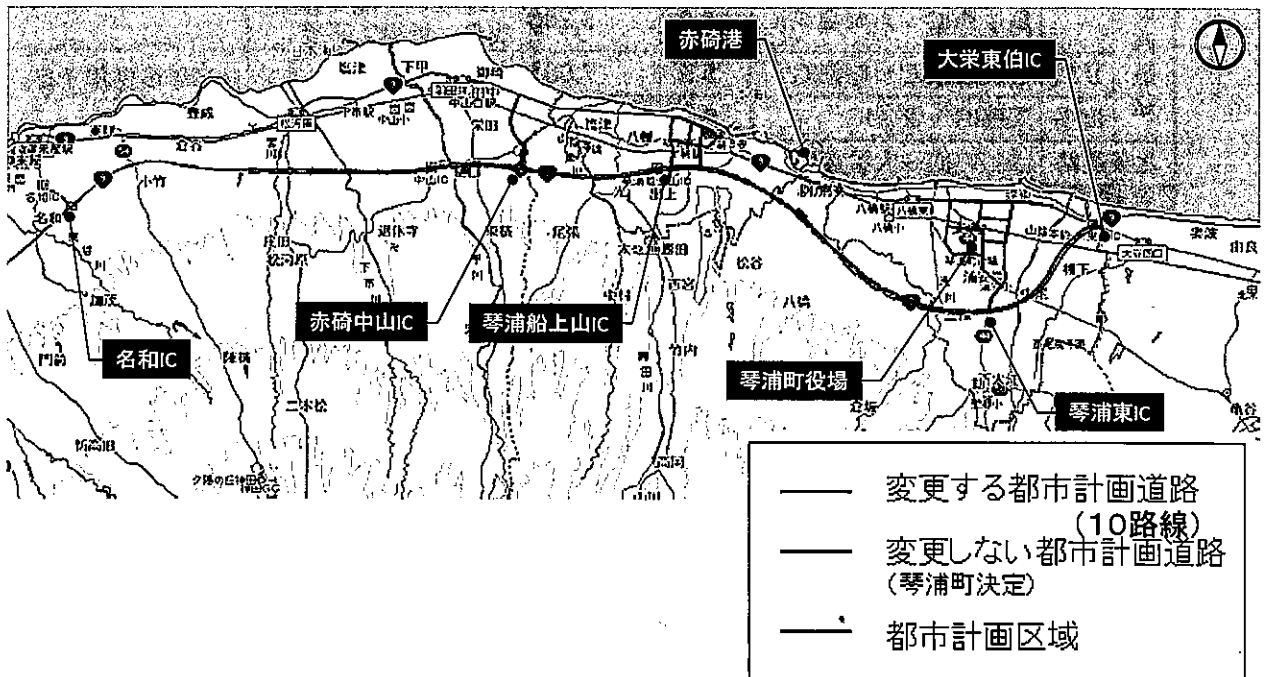
一般国道178号 嵯峨山バイパス
ひがしほまいのみ 東浜居組道路
岩美郡岩美町陸上
(H20年11月24日供用)



【議案3】琴浦都市計画区域の変更について



【議案4】琴浦都市計画道路の変更について



高規格道路の整備状況と今後の取組等について

平成 27 年 6 月 24 日
道路企画課
道路建設課

1 平成 27 年度供用予定について

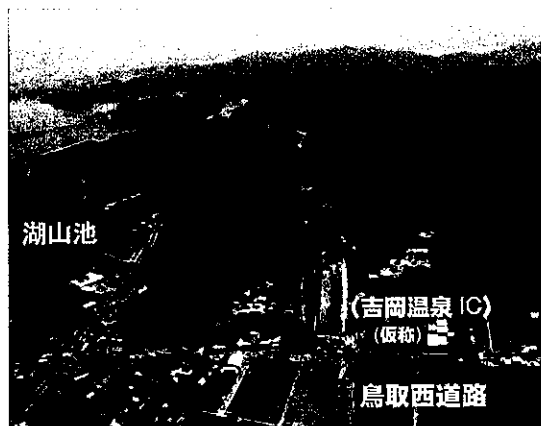
路線名	事業名 <補助事業>	供用区間	供用延長 (km)	H27 年度 当初事業費	供用 予定
山陰近畿自動車道	岩美道路	岩美 IC～浦富 IC	1.9	2,180 百万円	年度内

2 進捗状況と今後の取組等について

(1) 山陰道について

(ア) 鳥取西道路 <直轄事業>

- 平成 27 年度当初予算配分において、「吉岡温泉 IC～青谷 IC (Ⅱ、Ⅲ期)」の平成 29 年度供用に向けて、必要な予算 (約 186 億円) が確保された。
- 「鳥取西 IC～吉岡温泉 IC (Ⅰ期)」を含めた鳥取西道路の平成 29 年度一体供用に向け、県として、用地取得や埋蔵文化財調査の支援に最大限取り組んでいる。
- 鳥取市内に民間残土処分場 (約 340 万 m³) が登録された。



(イ) 北条道路 <直轄事業>

- 北条道路については、中国地方小委員会による計画段階評価の第 3 回の審議が行われるよう、国に働きかけていく。
- 第 3 回の計画段階評価の審議を経て、国土交通省による対応方針が決定されることになれば、県としても都市計画決定等における必要な協力を行っていく。

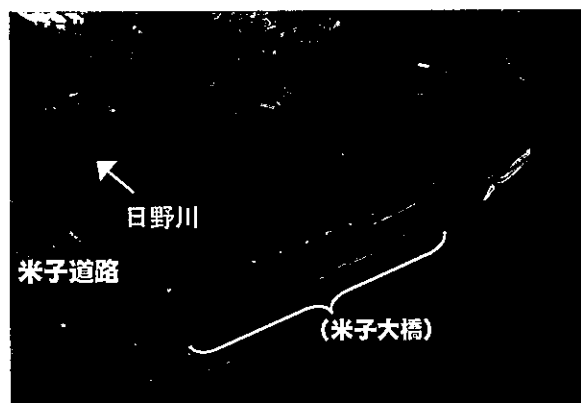
※計画段階評価は、事業の効率性やその実施過程の透明性の一層の向上のため、事業に着手する前に、優先区間の絞り込み調査を経て、複数案の比較、評価等を実施し、第三者委員会等の意見を聞いた上で対応方針を決定するもの。

区 間 <直轄事業>		延長 (km)	H27年度 当初事業費 (百万円)	現在の状況 (H27.4.1時点)	備 考
鳥取西道路	I 期 鳥取 IC～鳥取西 IC	1.8		供用済	
	鳥取西 IC～吉岡温泉 IC	5.2	5,200	用地取得、埋文調査、改良、橋梁工事等	
	Ⅱ期 吉岡温泉 IC～瑞穂 IC	5.9	7,001	埋文調査、改良、トンネル、橋梁工事等	H29年度供用予定 (公表済)
	Ⅲ期 瑞穂 IC～青谷 IC	6.4	6,441		
北条道路	はわい IC～大栄東伯 IC	13.5	—	側道供用中	計画段階評価実施中
青谷・羽合道路 大栄東伯 IC～米子西 IC		55.2		供用済	
計		88.0	18,642	開通57.0km 事業中17.5km 整備率64.8%	

(ウ) 米子道路 <直轄事業>

- 付加追越車線の設置について、早期供用に向けた必要額 7.2 億円 (前年比 1.24) が配分され、米子大橋の橋脚工事等が実施されている。

路線名	区間 <直轄事業>	H27 年度 当初事業費	備考
米子道路	日野川東 IC～米子南 IC (上下線)	720 百万円	米子大橋 : H26～着手



(2) 中国横断自動車道姫路鳥取線について

(ア) 鳥取自動車道 <直轄事業>

- 付加追越車線の設置:鳥取県内3箇所、岡山県内1箇所ですトンネル工事等を実施。(47.4 億円)

路線名	位置 <直轄事業>	H27年度 当初事業費 (百万円)	備考
鳥取自動車道	鳥取 IC 付近 (上下線)	3,542	智頭用瀬トンネル (2,392m)、下味野トンネル(822m): H26 年度~着手
	智頭 IC 付近 (上下線)		
	福原 PA 付近 (上り線)		
	西栗倉 IC 付近 (上下線)	1,204	



(イ) 播磨自動車道 <NEXCO 事業>

- 播磨新宮 IC~山崎 JCT 間の早期供用について、事業主体である NEXCO 西日本に対して要望しているところ。

路線名	区間	延長 (km)	整備状況
播磨自動車道	播磨新宮 IC~山崎 JCT	11.4	H32 年度供用予定

(3) 中国横断自動車道岡山米子線について

(ア) 蒜山 IC~米子 IC 間の 4 車線化

- 落合 JCT~米子 IC 間は暫定 2 車線で供用され、そのうち岡山県側の落合 JCT~蒜山 IC 間は全線 4 車線化済み。
- 鳥取県側の蒜山 IC~米子 IC 間 (32.6km) では約 1/3 の区間で追越車線はあるものの、未だ暫定 2 車線のまま。(4 車線:10.6km、暫定 2 車線:22.0km)
- 事業主体である NEXCO 西日本や国交省に対して、全線 4 車線化を要望しているところ。
- 暫定 2 車線の 4 車線化に係る整備計画の変更は、国幹会議の議を経なければならない。

(イ) 米子~境港間 (全区間約 21km)

- 昭和 41 年に中国横断自動車道岡山米子線として予定路線に指定され、米子 IC~米子北間 (5km) は、昭和 48 年に整備計画決定 (有料道路) され、平成 15 年に「抜本的見直し区間」に設定され、事業手法は新直轄となったものの、平成 18 年に「当面着手しない」として事業凍結された。
- 国や関係市村と「米子・境港地域と道路のあり方勉強会」を開催し、道路ネットワークや交通渋滞等の課題整理及びまちづくりの方向性を踏まえた議論を進めているところ。
- 関係市村においては、何らかの形で繋がなければならない路線という認識はできているが、その考え方や思惑に違いがある。
- 市街地のまちづくりや周辺環境に大きな影響が予想されるため、先ず地元がまとまる必要がある。
- 道路のあり方の方向性等について、地元の一定のコンセンサスを図りながら、また議会と協議しながら、国による道路調査 (別紙:道路調査の流れ) が可能となるような環境づくりを目指していく。

<国土開発幹線自動車建設会議 (国幹会議) >

- 国幹会議は、国会議員 10 名と学識経験者 10 名以内の委員をもって組織することとなっているが、現在、国会議員 8 名は決まっているものの、その他国会議員及び学識経験者が未決定であり、平成 21 年 4 月以降開催されていない。
- 高速自動車国道法 (第 5 条) に基づき整備計画が決定された区間において、区間ごとの車線数、経過する市町村名、連結位置及び工事に要する概算額等を変更するには、国土開発幹線自動車建設法 (第 11 条) に基づく国幹会議の議を経る必要がある。

(4) 地域高規格道路「山陰近畿自動車道」について

(ア) 山陰近畿自動車道の整備推進に向けた取組

- 整備促進を図るため、三府県の沿線自治体、国会議員並びに県議会議員等と共同歩調をとって、整備の必要性や予算の確実な個所付け等を国へ直接訴えてきた。
- 平成27年度には、京都府において、要望区間約13kmのうち約5km区間（一般国道312号大宮峰山道路）が直轄権限代行として新規事業採択された。本県の南北線（山陰道～福部IC間：約12km）においては、今年度から国による「計画段階評価を進めるための調査(概略ルート・構造の検討)」に着手されることとなった。

(イ) 岩美道路 <補助事業>

- 今年度供用予定である浦富IC～岩美IC間の必要額が確保された。(約22億円)
- 平成27年7月には、岩美IC近くに道の駅「きなんせ岩美」（設置者：岩美町）が開設される予定である。
- 浦富IC～東浜IC間についても、早期開通に向けて重点的に取り組んでいる。



区 間		延長 (km)	H27年度 当初事業費 (百万円)	現在の状況 (H27.4.1時点)	備 考
直轄事業	鳥取～福部間 (南北線)	約12.0	—	計画段階評価に向けた調査着手	
	駒馳山バイパス 福部IC～岩美IC	6.6		供用済	
補助事業	岩美道路 西工区 岩美IC～浦富IC	1.9	2,180	改良、トンネル工事等	H27年度末供用予定
	東工区 浦富IC～東浜IC	3.8		用地取得、改良、橋梁工事等	H30年代初めの供用予定
	東浜居組道路 東浜IC～県境	1.6		供用済	
計		約25.9	2,180	開通8.2km 事業中5.7km 整備率31.7%	

(5) 地域高規格道路「北条湯原道路」について

(ア) 倉吉道路及び倉吉関金道路 <補助事業>

- 平成25年6月に倉吉西ICまで完成済み。
- 現在事業展開している倉吉西IC～福山IC（仮称）間（延長3.8km）については、概ね地元の協力が得られ、橋りょう下部工事等を進めている。
- 福山IC（仮称）までは平成30年代初めの供用に向けた事業進捗を図っていく。

(イ) 初和下長田道路（岡山県） <補助事業>

- 平成24年度に事業化され、平成26年度から用地買収及び工事に着手している。

(6) 地域高規格道路「江府三次道路」について

(ア) 鍵掛峠道路 <直轄権限代行で実施中>

- 鳥取県側は、平成26年度から用地買収に着手され、平成27年度には工事用道路工事等に着手されたところである。
- 地籍が混乱していた広島県側でも、順次地籍調査に着手し用地買収が進められ、平成27年度から工事用道路に着手される予定である。
- 平成26年11月17日開催の鳥取・広島両県知事会議において、両県で連携しながら国に働きかけていくことを確認しており、今後とも広島県と連携し、トンネル工事の着手に向けて働きかけていく。

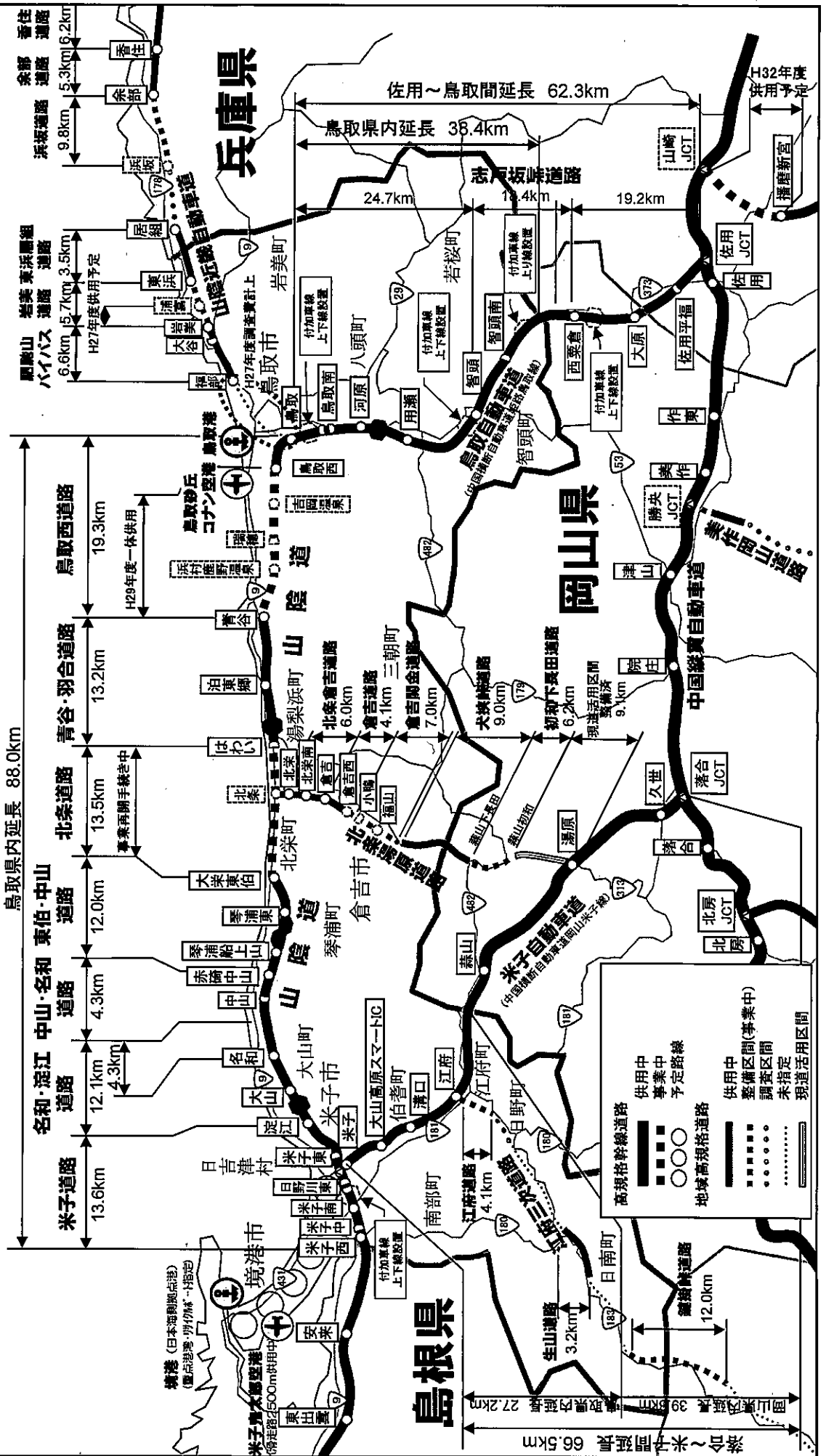
(イ) 江府道路 <補助事業>

計画路線上に橋梁3基、トンネル2箇所的主要構造物があるが、現在、日野川を渡河する2つの橋りょう工事を進めており、その完成後、平成29年度からトンネル工事に着手予定としている。

鳥取県の高規格幹線道路の状況

H27.4.1現在

路線名	県内全延長 (km)	H27.4.1時点 供用延長	供用率	H27.4.1時点 供用延長	供用率
山陰自動車道	88.0	57.0	64.8%	74.5	84.7%
山陰近畿自動車道	25.9	8.2	31.7%	8.2	31.7%
鳥取自動車道	38.4	38.4	100.0%	38.4	100.0%
米子自動車道	48.2	27.2	56.4%	27.2	56.4%
合計	200.5	130.8	65.2%	148.3	74.0%



(7) 全国の高規格幹線道路の整備状況について

(ア) 高規格幹線道路の整備状況

	総延長	26年度末開通		27年度末開通予定		
		延長	進捗率	延長	進捗率	増延長
高規格幹線道路	約 14,000km	11,060km	79%	11,342km	81%	+282km
高速自動車国道（A'を含む）	11,520km	9,495km	82%	9,670km	84%	+175km
一般国道自動車専用道路 （本州四国連絡道路を含む）	約 2,480km	1,565km	63%	1,672km	67%	+107km

(イ) 平成18年に「抜本的見直し区間」として凍結された区間の再開状況

○凍結された5区間のうち、平成24年に新名神の2区間と平成26年に北海道の2区間が凍結解除された。（凍結解除は国幹会議の議を経ず国土交通大臣が決定）

■凍結解除された主な背景

【北海道の2区間】（新直轄区間）

- ・凍結前に住民の合意を得て、ルートの決定や環境アセスメントが完了しており事業の熟度が高かったこと。
- ・凍結当時と比べ、通院患者、救急搬送件数の増加や事故の増加など、当該路線の果たす役割が増加したこと。

【新名神の2区間】（有料道路区間）

- ・凍結前に住民の合意を得て、都市計画決定や環境アセスメントなど必要な手続きが完了していたこと。
- ・料金収入による建設であり国費投入がないこと。

○凍結されている米子IC～米子北IC間（5km）を含めて、この路線が動き出すためには、国が道路調査に着手し、路線の必要性・効果の調査、優先区間の絞り込み調査、計画段階評価の実施等を行う必要がある。

○全体概算事業費の増額等がなければ、都市計画決定、環境アセスメント終了の後に、国土交通大臣による凍結解除の可能性はあり得る。

<凍結解除の経緯>

- ①平成18年 2月 7日 5区間の凍結を第2回国幹会議の議を経て決定
- ②平成24年 4月 20日 新名神2区間の凍結解除を国土交通大臣が決定 【民主党政権】
- ③平成26年 8月 8日 北海道2区間の凍結解除を国土交通大臣が決定 【自民党政権】

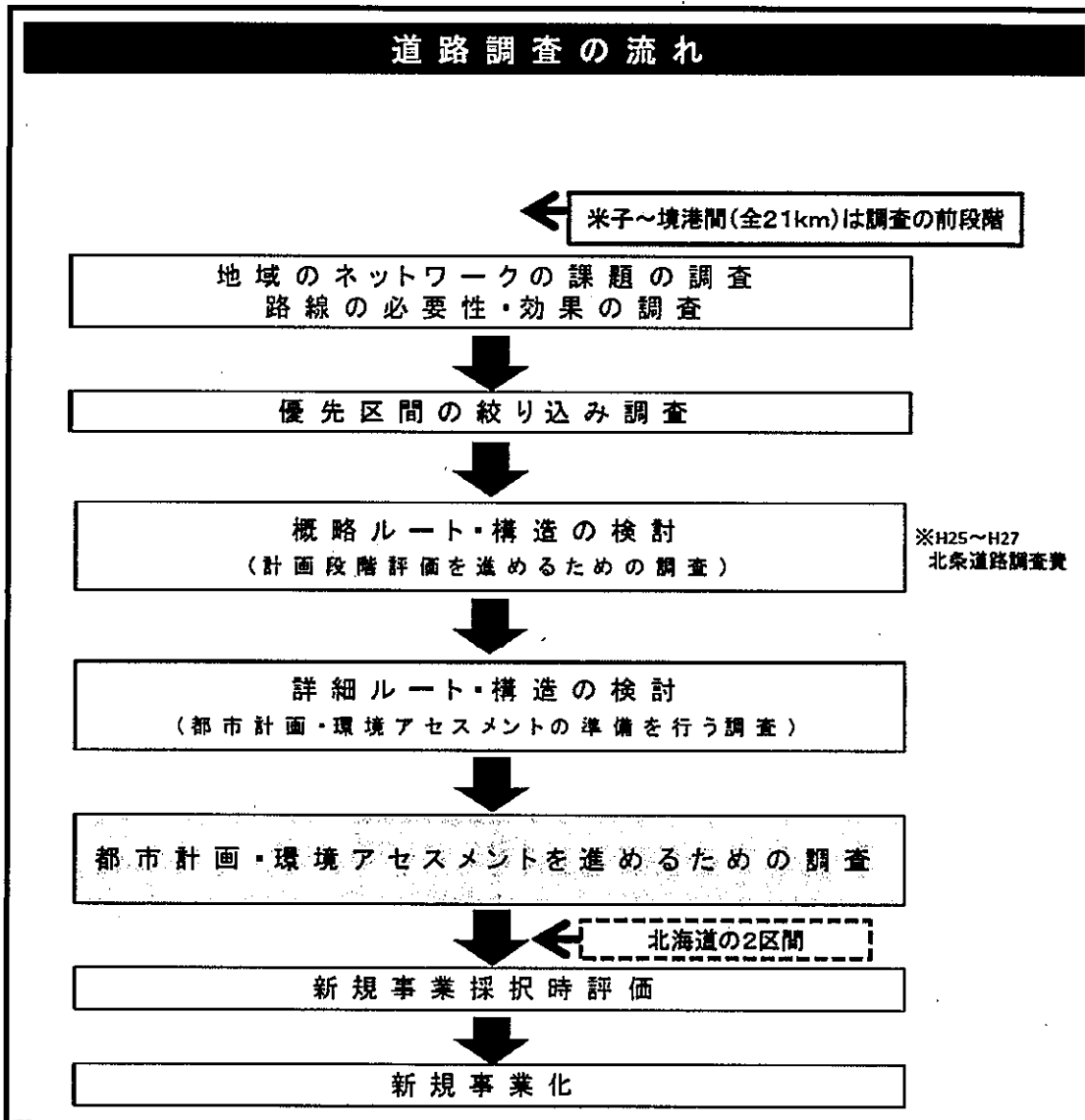
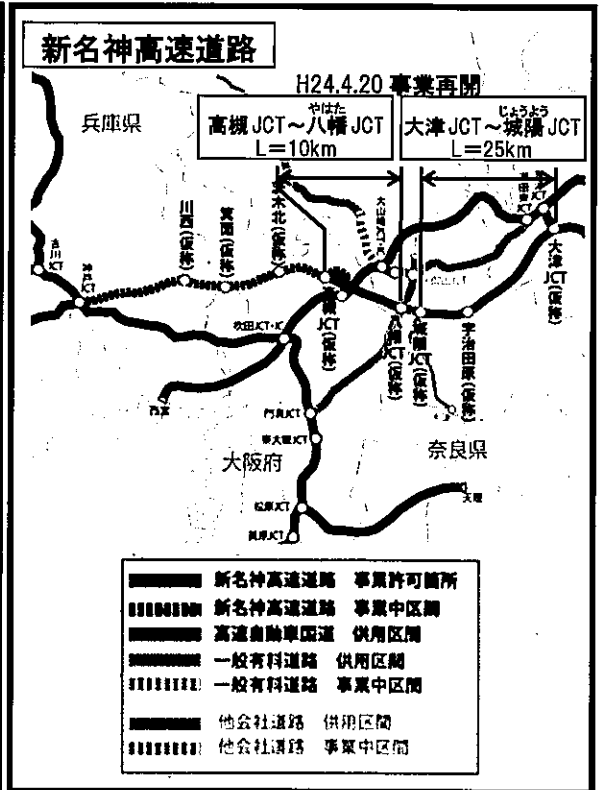
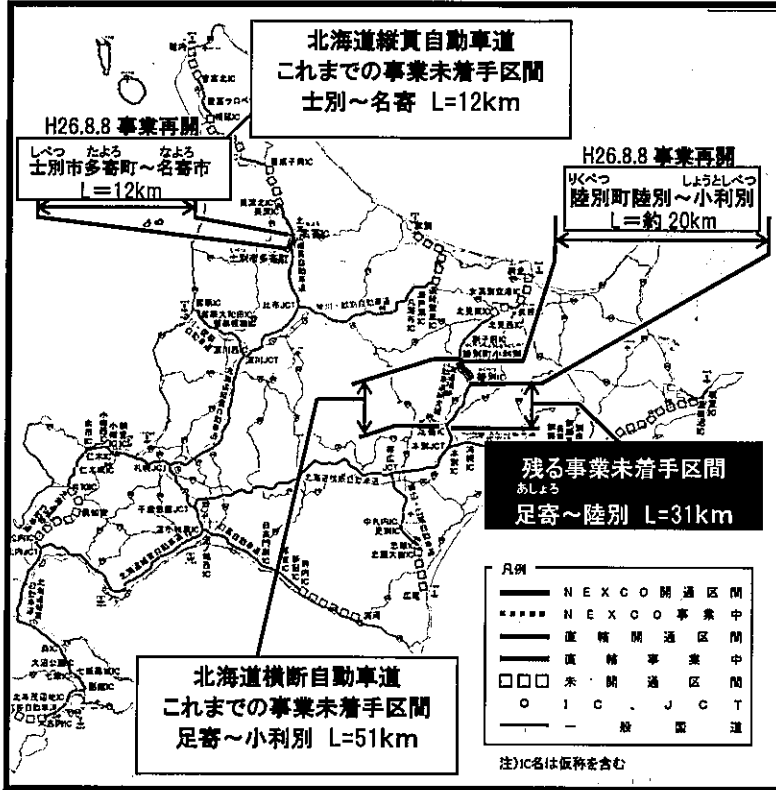
路線名	区間	凍結区間延長		備考	
		凍結延長	解除延長		
新直轄区間	北海道縦貫自動車道	士別市～名寄市	12km	12km	
	北海道横断自動車道	足寄町～北見市	51km	20km	残延長 31km
	中国横断自動車道	米子市～米子市	5km	0km	残延長 5km
	小計		68km	32km	残延長 36km
有料道路区間	新名神 (近畿自動車道)	大津市～城陽市	25km	25km	
		八幡市～高槻市	10km	10km	
	小計		35km	35km	
合計			103km	67km	残延長 36km

(ウ) 全国の4車線化の動き

○国幹会議（H21年4月）で整備計画が決定された暫定2車線区間の4車線化工事（6区間190km）のうち、5区間（163km）が平成30年度に完了予定。

対象区間	延長	事業主体	完成予定	実績交通量（H19）
関越自動車道上越線（信濃町～上越JCT）	38km	NEXCO東日本	H30年度	平均約10,200(台/日)
東関東自動車道館山線（木更津南JCT～富津竹岡）	21km	NEXCO東日本	H30年度	平均約10,000(台/日)
東海北陸自動車道（白鳥～飛騨清見）	41km	NEXCO中日本	H30年度	平均約11,000(台/日)
近畿自動車道紀勢線（御坊～南紀田辺）	27km	NEXCO西日本	未定	平均約10,800(台/日)
四国横断自動車道（鳴門～高松市境）	52km	NEXCO西日本	H31年3月	平均約13,200(台/日)
九州横断自動車道長崎大分線（長崎～長崎多良見）	11km	NEXCO西日本	H31年3月	平均約10,500(台/日)

< 凍結解除 位置図 >



浸水害に対する警戒避難体制の充実・強化について

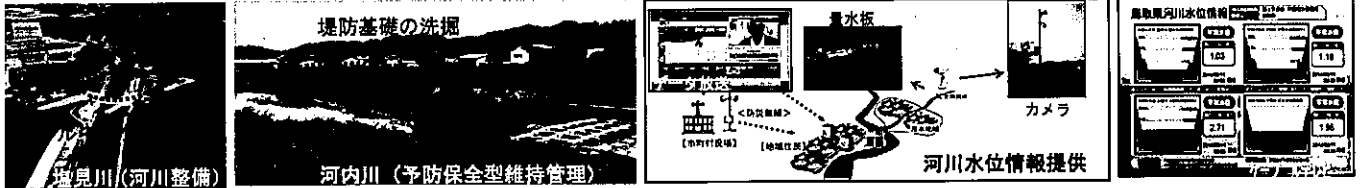
(住民の適切な避難行動の促進)

平成 27 年 6 月 24 日
河 川 課

近年、県内各地で浸水被害等が頻発しており、河川整備を効率的・効果的に進めているところであるが、浸水害を警戒し、避難するためのソフト対策の更なる充実・強化について検討を進めており、その概要について報告します。

1 現在の取組

- 〔ハード対策〕・早期にウィークポイントを解消する効率的・効果的な河川改修
 - ・施設の状況に応じた予防保全的な河川維持管理
- 〔ソフト対策〕・市町村や住民への河川水位情報等の提供の充実・強化
 - ・水位計、量水板、監視カメラの増設 (H26 まで 49 基→H27 に 15 基増設)



2 住民の適切な避難行動の促進

これまで、河川水位情報の提供など避難に活用する情報の充実・強化に取り組んでいるが、気候変動によるゲリラ豪雨等が頻発していることから、災害対策基本法の改正等を踏まえ、今後より一層、避難勧告等の発令を促進するとともに、住民が適切に避難できるよう、分かり易い新たな指標による河川水位情報の見直し等を検討する。(対象河川は、現在の水防警戒河川 19 河川 (水害の発生リスクの高い河川) を予定。)

◆見直しの方向性

(1) 避難勧告等の基準を分かり易く設定

【現状】避難勧告の目安となる「避難判断水位」に到達しても、
○市町村長が「空振り」をおそれて迅速に避難勧告を発令されない
⇒ 発令しても住民は避難しない
※新聞社の全国調査 (H25) では、発令後に避難所に待避した割合は 4. 2 %
※H25.9.4 大路川沿川に発令された避難勧告では僅か 1. 5 %
(避難しなかった理由の約 5 割は、河川水位や防災情報から避難の必要性を感じなかったという回答)



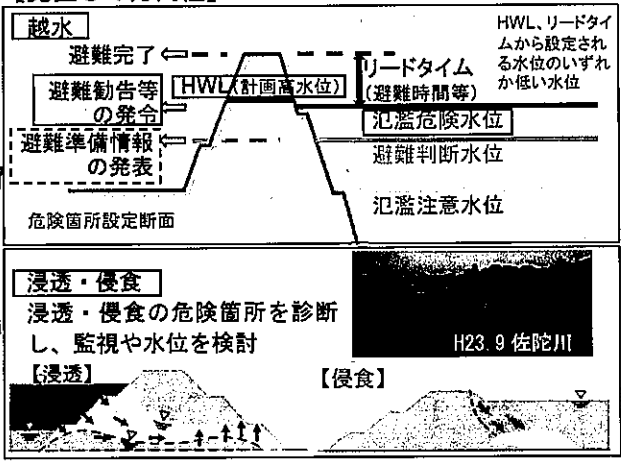
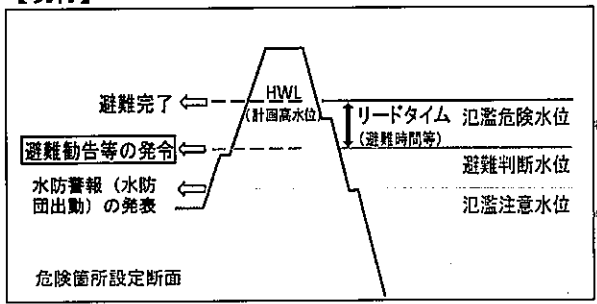
○H25.6 災害対策基本法改正 (H26.9 避難勧告等ガイドライン)
・市町村長が空振りをおそれず、迅速に避難勧告等を発令できる定量的で分かり易い指標に見直す。

【ガイドラインの考え方】

- 避難勧告発令の目安を「避難判断水位」から「氾濫危険水位」(≒河川の計画水位)に変更する。
- 夜間等に発令する場合もあるため、「避難準備情報」を発令できるよう「避難判断水位」を通知する。
- 浸透・侵食の危険がある箇所は、監視強化や設定水位を考慮する。

【見直しの方向性】

【現行】



(2) 洪水時家屋倒壊危険ゾーンの設定 (6月補正要求)

【現状】
 ○住民が避難途上の水難事故で命をなくすケースがある。
 ○家屋に留まり、家屋ごと被害にあうケースがある。
《避難行動の考え方》
 ○小中学校の体育館や公民館など、避難所(公的施設)への避難(「水平避難」)が一般的。
 ※浸水が浅い区域では屋内(2階)に待避すれば命を脅かす危険性はほとんどない。
 ※短時間の集中豪雨など避難勧告等の発令が困難な場合もある。

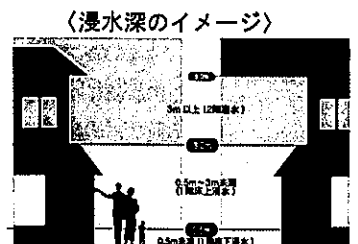
↓
【ガイドラインの考え方】
 ○H25.6 災害対策基本法改正 (H26.9 避難勧告等ガイドライン)
 ・避難所への避難だけでなく、屋内安全確保(垂直避難)も「命を守る」ための避難行動とする。

○**近隣の高い場所への移動や建物内の安全な場所への回避も避難行動とする。**
 ※浸水が浅い区域では、状況によっては家屋の2階への避難も可能とした。(平屋建の家屋は立退避難)
 ○ただし、**洪水時に住民が家屋に留まってはいけない区域を「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」として立退避難が必要な区域を明確にする。**
 ①河川の氾濫による水の流れによって家屋が流失する区域
 ②河岸侵食によって家屋が倒壊する区域
※住居がある場所の災害リスクを知り、あらかじめ避難行動を決めておくことが重要。
 ⇒災害・避難カード(建物毎に避難が必要な災害と避難方法を記載)作成の促進

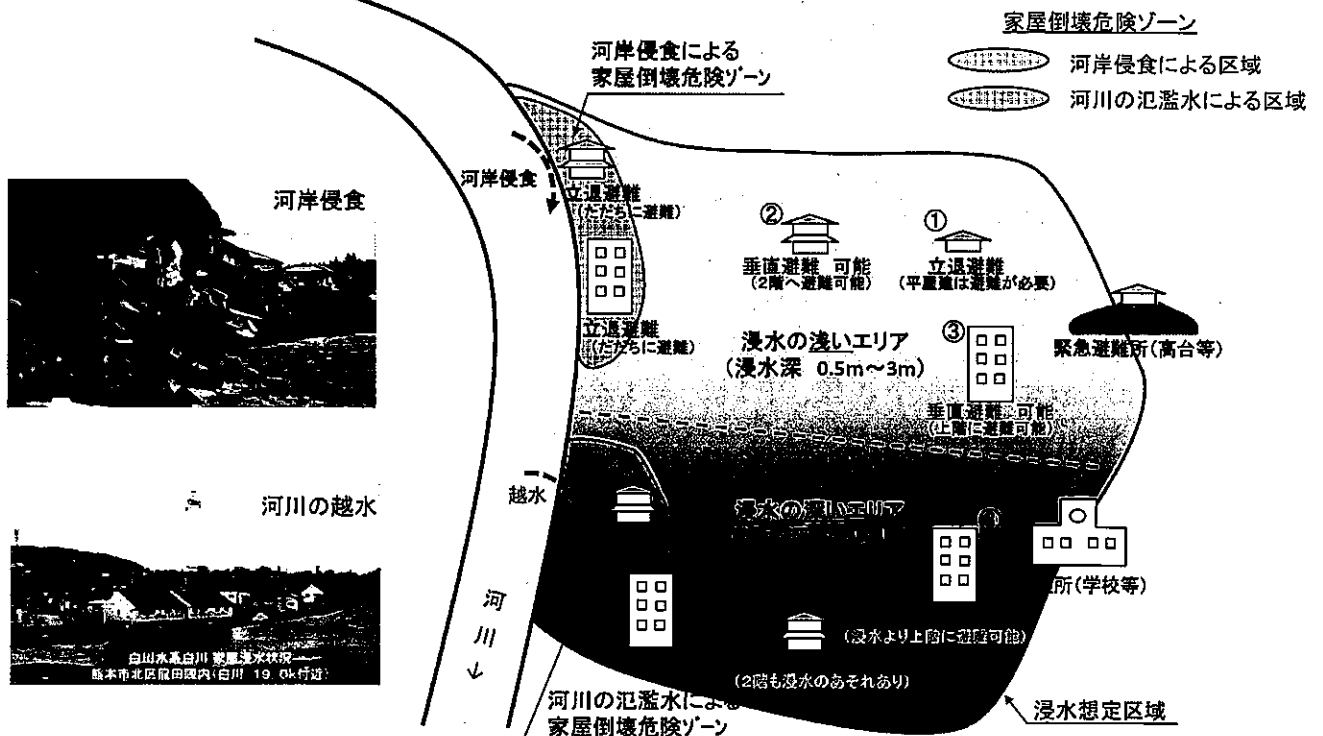
(3) 避難行動の体系

○住民の避難行動の例

構造	避難	洪水時家屋倒壊危険ゾーン		その他の浸水区域	
		河岸侵食	河川の氾濫	浅いエリア	深いエリア
平屋建(①)		立退	立退	立退	立退
木造(2階建)		立退	立退	垂直可(②)	立退
非木造(ビル等)		立退	垂直可(③)	垂直可(③)	垂直可(③)



※「避難」は、立退避難が原則。



土砂災害に対する取組みについて

平成27年6月24日
治山砂防課

出水期となり、先日も九州地方において非常に激しい降雨により、多数の土砂災害が発生しました。鳥取県では、土砂災害対策のハード施設の整備を鋭意進めておりますが、その整備率は3割程度(砂防事業 28.8%、治山事業 36%)と低い水準にあり、「防災・減災」のためには、的確な情報伝達により早期に避難が可能となる警戒避難体制の整備や住民の防災意識の向上などのソフト対策が重要です。現在、鳥取県において土砂災害に対して取り組んでいるソフト対策について報告します。

1 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に係る防災訓練の実施（6月4日実施）

住民の防災意識の向上及び市町村における警戒避難体制の点検・強化を図るため防災訓練を実施。

① 情報伝達訓練

県、市町、気象台、国土交通省が参加し、土砂災害警戒情報の情報伝達、土砂災害危険度情報による情報収集(メッシュ図確認)、避難勧告の発令等の情報伝達訓練を実施。

② 住民参加による避難訓練

鳥取市、米子市において土砂災害を想定した住民参加による避難訓練を実施。

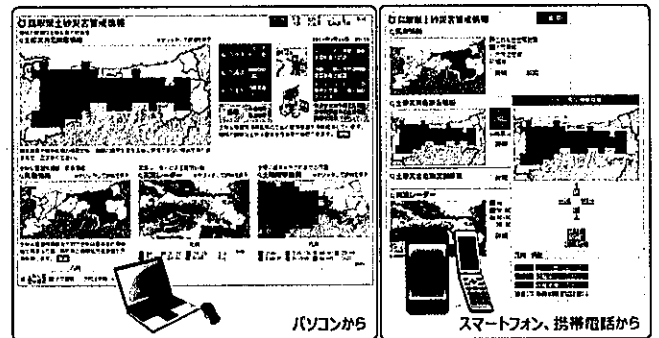


負傷者の避難訓練（鳥取市）

要配慮者の避難訓練（米子市）

(2) 土砂災害警戒情報システムの運用

鳥取県土砂災害警戒情報システム(H27.4.1全面刷新)を運用し、「土砂災害警戒情報」及び地域の詳細な土砂災害発生の危険性をお知らせする「土砂災害危険度情報」を提供。



パソコンから

スマートフォン、携帯電話から

(3) 土砂法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定促進

- ・土砂災害警戒区域（イエロー区域）の指定（H27年中に概ね指定完了）
 - ・土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の指定（H27年中に現在の指定率79%を95%に引上げ）
- *土砂法の改正(H27.1.18施行)に基づき、区域指定にかかわらず、調査結果をとっとりWebマップで公表(H27.1.30～)

2 住民の防災意識の向上

(1) 防災教育・出前講座(土砂災害)、裏山診断

住民の防災意識の向上を図るため、防災教育・出前講座(土砂災害)、裏山診断を実施
<平成27年度実施予定(H27.6.12現在)>

防災教育：12件(小10校、中1校、高1校)、 出前講座：4件、 裏山診断：6件

(2) テレビ放送による啓発

山陰放送の番組「週刊☆とりリンク(6月6日放送)」で『早めの避難を！土砂災害から身を守ろう』をテーマに普段から知っておいていただきたい防災のポイントを紹介。

